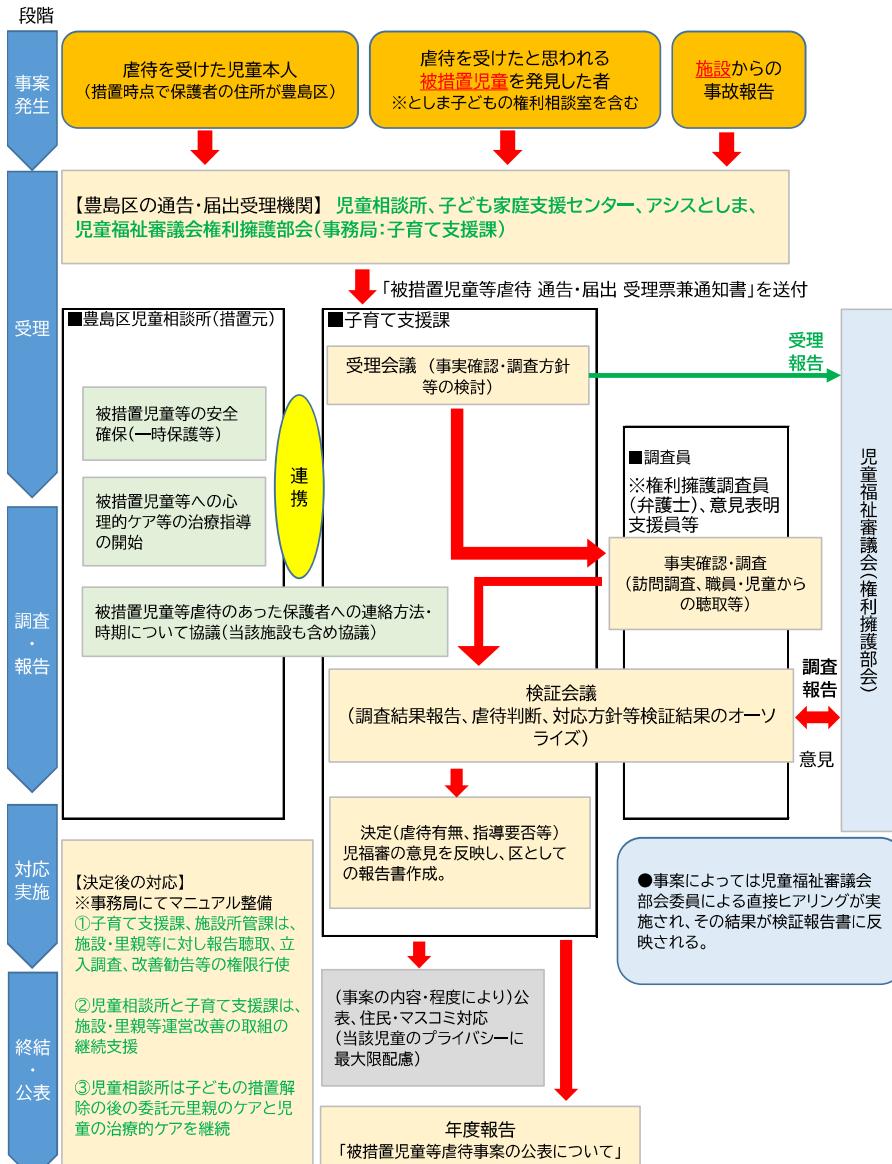
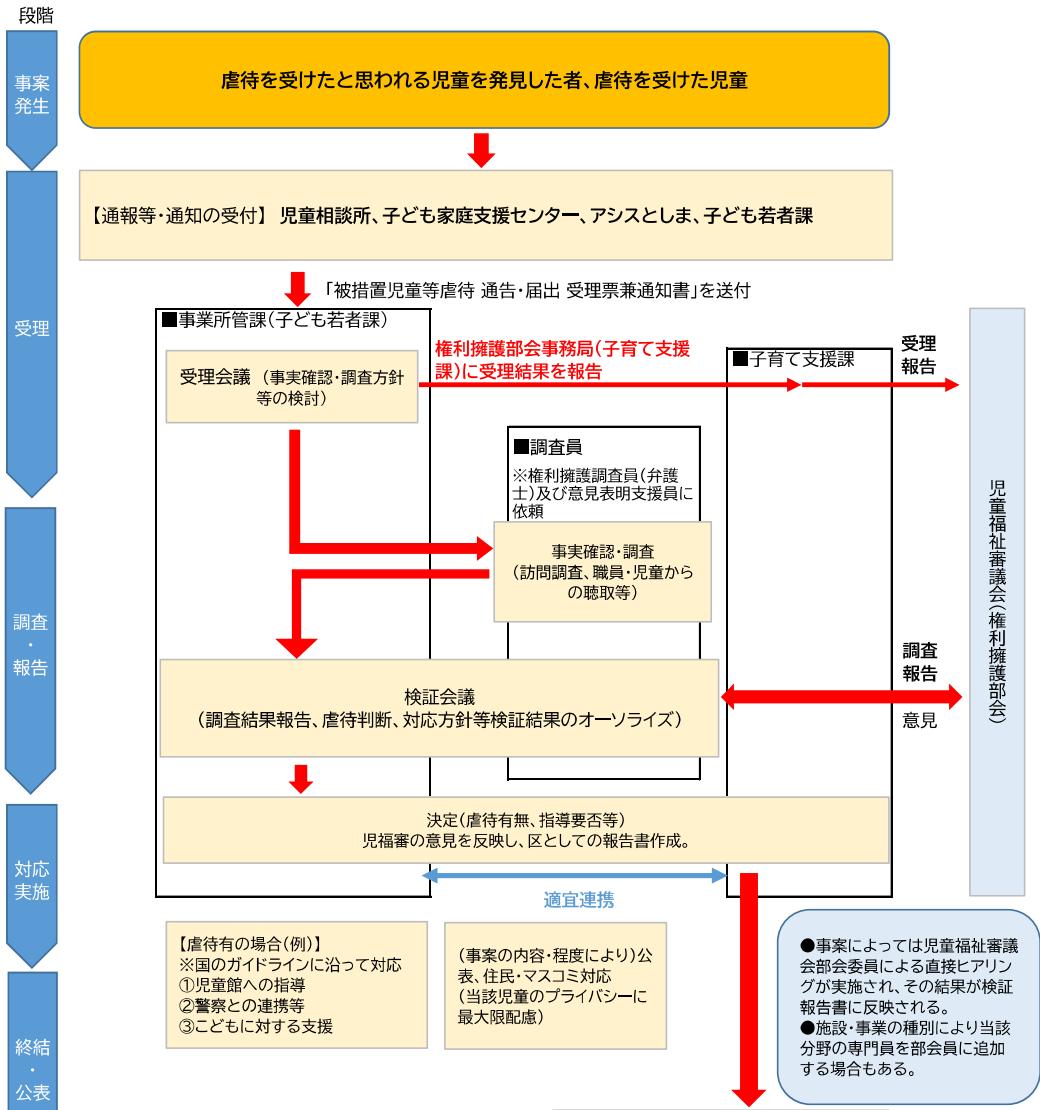


豊島区 被措置児童等虐待対応の流れ

(1)区内施設等に委託中の区の被措置児童の場合(死亡事例を除く)



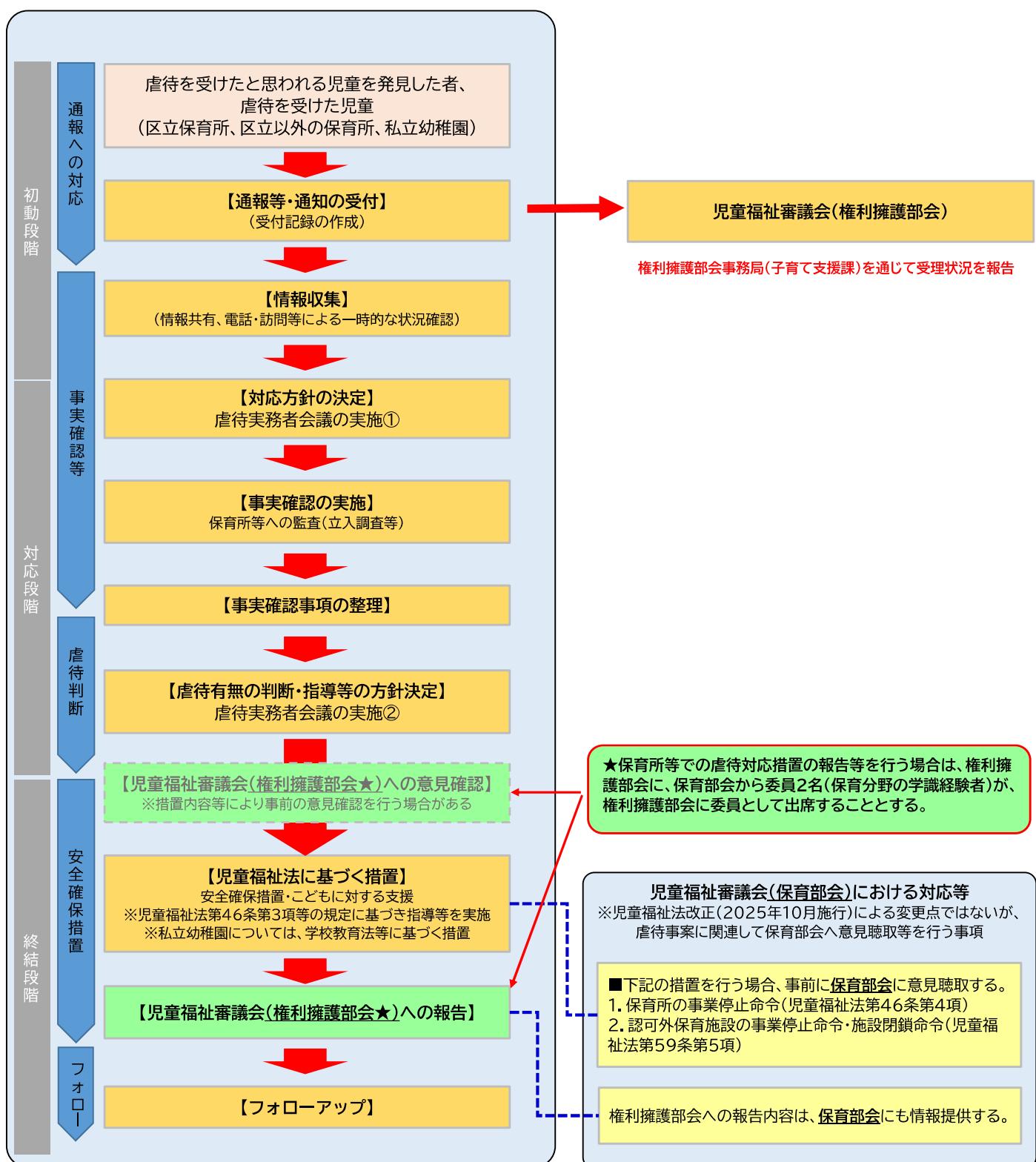
(2)例1:児童館(中高生センター・ジャンプ)を利用する児童の場合(死亡事例を除く)



○豊島区児童相談所が措置をしている児童が関与している全ての施設・事業を通報義務等の対象としている

死亡もしくは重大事案については、「児童虐待死亡事例等検証部会」での検証対象とする(東京都児童福祉審議会での検証案件や、国による被措置児童等虐待事例分析報告の対象となる場合もある)

(3)例2：保育事業等を利用する児童の場合（死亡事例を除く）



第2期豊島区児童福祉審議会 委員一覧(R8.1月現在)

資料6-2	令和8年1月19日
	第2期児童福祉審議会 第2回本委員会

区分	氏名	審議会での役職	所属部会(所属部会に○、部会長に◎)			
			里親部会	権利擁護部会	児童虐待死亡事例等検証部会	保育部会
大学教授等	柏女 露峰(淑徳大学名誉教授)	会長			※1	
児童福祉施設等	武藤 素明(二葉保育園特任理事)	副会長			※1	
大学教授等	坂井 隆之(明星大学特任教授)		○			
大学教授等	三輪 清子(明治学院大学准教授)		◎			
大学教授等	佐藤 まゆみ(淑徳大学教授)			○	○	
大学教授等	藤井 常文(元明星大学常勤教授)			○		
大学教授等	大竹 智(立正大学教授)				◎	
大学教授等	箕輪 潤子(武藏野大学教授)			○※2		◎
大学教授等	善本 真弓(東京成徳大学教授)			○※2		○
医師	山野 かおる(櫻和メンタルクリニック)		○			
医師	榎屋 二郎(東京医科大学病院主任教授)			○		
医師	小平 雅基(愛育クリニック 小児精神保健科部長)				○	
弁護士	馬渢 泰至(みなと青山法律事務所)		○			
弁護士	馬場 望(くくな法律事務所)			◎		
弁護士	澤田 稔(池袋総合法律事務所)				○	
弁護士	大久保 香折(いづみ橋法律事務所)					○
児童福祉施設等	土田 秀行(錦華学院理事長)		○			
児童福祉施設等	松尾 正純(石神井学園園長)			○		
公認会計士	猪岐 幸一(猪岐会計)					○
建築士	小山 清弘(株式会社小山設計)					○

※1 柏女会長及び武藤副会長は、「児童虐待死亡事例等検証部会」のオブザーバーとする。

※2 保育所等での虐待対応措置の報告等を行う場合のみ

■令和7年10月1日施行 児童福祉法等の一部を改正する法律（保育所等の職員による虐待に関する通報義務等）への対応

この表において特段の記載がない場合、以下の文言のとおりに取扱う。
 ・「法」 … 児童福祉法 ・「令」 … 児童福祉法施行令

資料6-3	令和8年1月19日 第2期児童福祉審議会 第2回本委員会
-------	------------------------------------

被措置児童等虐待の分類 (法第33条の10)	豊島区内の 事業の有無	事業所(者)数			所管行政庁	豊島区の所管課 (担当G等もあれば記入)
		総数	区立・委託	私立・認可		
児童自立生活援助事業	×	0	0	0	これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事（法第33条の10第2項第1号）	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	○	22	22	0	これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長（法第33条の10第2項第2号）	放課後対策課
子育て短期支援事業	○	6	6	0	これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事（法第33条の10第2項第1号）	子ども家庭支援センター
一時預かり事業	○	24	区立保育園8 子育てひろば1 地域型8	私立保育7 子育てひろば1 地域型8	これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事（法第33条の10第2項第1号）	保育課公立保育G 私立保育G
		2	2			子ども家庭支援センター
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	○	2	0	2	これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事（法第33条の10第2項第1号）	子育て支援課
家庭的保育事業等 (家庭的保育事業)	○	2	0	2	これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長（法第33条の10第2項第2号）	保育課 公立保育G
家庭的保育事業等 (小規模保育事業)	○	15	0	15	これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長（法第33条の10第2項第2号）	保育課 公立保育G
家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業)	○	4	0	4	これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長（法第33条の10第2項第2号）	保育課 公立保育G
家庭的保育事業等 (事業所内保育事業)	×	0	0	0	これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長（法第33条の10第2項第2号）	保育課 公立保育G
病児保育事業	○	5	0	保育所併設3 診療所併設2	これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事（法第33条の10第2項第1号）	保育課私立保育G
意見表明等支援事業	○	1	1	0	これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事（法第33条の10第2項第1号）	子育て支援課 児童相談課
妊娠婦等生活援助事業	○	1	0	1	これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事（法第33条の10第2項第1号）	子育て支援課
児童育成支援拠点事業	×	0	0	0	これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長（法第33条の10第2項第2号）	所管課未定
乳児等通園支援事業	×	0	0	0	これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長（法第33条の10第2項第2号）	保育課
里親若しくはその同居人	○	34	0	34	当該登録を行った都道府県の知事／当該委託をした都道府県の知事（法第33条の10第2項第3号イ口）	児童相談課 子育て支援課
乳児院	×	0	0	0	これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長（法第33条の10第2項第4号）	子育て支援課
母子生活支援施設	○	1	0	1	これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長（法第33条の10第2項第4号）	子育て支援課
保育所	○	92	18	74	これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長（法第33条の10第2項第4号）	保育課
児童館	○	2	2	0	これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長（法第33条の10第2項第4号）	子ども若者課
児童養護施設	×	0	0	0	これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長（法第33条の10第2項第4号）	子育て支援課
障害児入所施設	×	0	0	0	これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長（法第33条の10第2項第4号）	障害福祉課
児童心理治療施設	×	0	0	0	これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長（法第33条の10第2項第4号）	子育て支援課
児童自立支援施設	×	0	0	0	これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長（法第33条の10第2項第4号）	子育て支援課
認可外保育施設の長、その職員、その他の従業者	○	29	0	29	これらの施設が所在する都道府県の知事（法第33条の10第2項第5号）	保育課 特別保育・認可外保育G
指定発達支援医療機関の管理者、その他の従業者	×	0	0	0	これらの施設が所在する都道府県の知事（法第33条の10第2項第5号）	障害福祉課
一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員、その他の従業者	○	1	1	0	当該一時保護施設を設置する都道府県の知事（法第33条の10第2項第6号イ）	児童相談課 子育て支援課
法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者	○	※		当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事（法第33条の10第2項第6号イ）		児童相談課 子育て支援課

※里親・F H、母子生活支援施設、病院などにおいて実施。現在は実施先からの届出等は不要となっており、実施先の実数の把握が困難となっている